

社会資本整備審議会 建築分科会 第8回アスベスト対策部会

平成29年5月17日

【事務局】 定刻になりましたので、会議のほうを始めさせていただきたいと思います。本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日、マスコミ等の取材希望がございましたので、よろしくお願いをいたします。また、カメラ撮りは配付資料の確認の終了までとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。部会の議事につきましては、分科会に準じまして、プレスを除き一般には非公開となっております。また、議事録は、委員の名前を伏せた形でインターネットなどにおいて公開することといたしたいと存じますので、あらかじめご了承ください。

まず、定足数の確認でございます。本日、〇〇委員がご欠席でございますが、委員総数3分の1以上の委員にご出席をいただいておりますので、社会資本整備審議会令第9条により、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、事務局よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】 本日、委員の先生方におかれましては、ご多忙のところ、本部会にご出席を賜りまして本当にありがとうございます。また、住宅建築行政に関しましては、各般にわたりましてご支援をいただいておりますことをお礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

本部会は、平成17年に設置をされ、同年12月にはご建議をいただいて、それに基づいてさまざまな施策を進めてまいってきているわけですが、前回は平成26年の12月に開催させていただいて、2年強が経っているところでございます。

その間、いろいろな動き、これから事務方でご説明申し上げますが、例えば27年6月には財務省から予算の執行調査というものが入りまして、予算助成をいつまで続けるのかということについての非常に厳しいご指摘をいただいております。また一方では、総務省から平成28年に勧告がございまして、特に小規模な建築物等についての実態把握が遅れているというような状況も踏まえて、台帳の整備等に対する勧告をいただいているところでございます。

そうした状況も踏まえて、これまでワーキンググループで〇〇委員にご中心になっていただいて、4回に渡っていろいろな面でのご審議を賜っております。そうしたご審議、ご指

導の状況も踏まえて、これまでやってきたアスベストの調査者制度、これが平成25年からスタートしておりますが、これの活用の促進でございますとか、あるいは地方公共団体向けのマニュアルを整備してまいりましたので、こういったものの普及・啓発の問題とか、それから、先ほど申しました小規模な建築物については、横浜市さんにご協力をいただいて、実態等の把握をしておりますので、そうした状況でございますとか、あるいは、宅地建物取引業協会との連携によります周知徹底とか、さまざまな面でのご指導をいただきながら、施策を進めてまいっておりますので、そういった状況をご報告させていただきつつ、今後の特にアスベスト問題に対する取り組みの方策などについて、限られた時間ではございますが、ぜひ、活発なご議論をいただいて、今後の施策の方向性について、ご審議を賜ることができればと思っております。ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

【事務局】 それでは、開会に先立ちまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧をご覧ください。議事次第の裏側にございます。

資料1、名簿でございます。それから資料2。資料3につきましては、A4の縦使いのワーキンググループからの報告になりますが、その下に、資料3-1から3-6まで、パワーポイントの資料がついております。それから資料4、「今後の取り組み方針について(案)」でございます。その下に、参考資料1から8まで添付しておりますので、ご確認ください。欠落等ございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、カメラ撮りは以上まででよろしくお願いたします。

続きまして、当部会の委員の変更がございましたので、改めて委員の先生方、それぞれご紹介をさせていただきます。

委員名簿のほうをご覧くださいまして、委員の〇〇委員でございます。

【〇〇委員】 〇〇でございます。

【事務局】 〇〇委員におかれましては、本日所用でご欠席とご連絡をいただいております。

それから臨時委員で〇〇委員。

【〇〇委員】 〇〇です。よろしくお願いたします。

【事務局】 同じく〇〇委員です。

【〇〇委員】 〇〇です。よろしくお願いたします。

【事務局】 それから、専門委員をお願いしています〇〇委員。

【〇〇委員】 〇〇です。よろしくお願いたします。

【事務局】 ○○委員です。

【○○委員】 ○○です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 それから、○○委員でございます。

【○○委員】 ○○です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 以上7名の委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、前部会長の○○先生におかれましては、平成27年2月に社会資本整備審議会をご退任されておられますので、新たに部会長の互選をお願いしたいと存じます。

社会資本整備審議会令第7条第4項によりまして、部会長は本委員の互選ということになってございます。

本日、本委員、○○委員がご欠席されておりますが、○○委員に部会長のほうをお願いしたいというお申し出を受けております。○○委員、いかがでしょうか。

【○○委員】 微力ですけれども務めさせていただきたいと思います。

【事務局】 よろしくよろしくお願いいたします。

それでは、○○委員に部会長をお願いしたいと存じます。

以後の議事運営につきましては、部会長をお願いしたいと思います。

【部会長】 ○○でございます。今日は委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは議事次第に従って進めてまいりたいと思います。最初に議事1の、「民間建築物におけるアスベスト対策のあり方」についてになります。

建築物におけるアスベスト対策の経緯について、まず事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 ご説明させていただきます。資料2、パワーポイント横使いの資料でございますが、これと、先ほど資料確認の中で、資料ナンバーのない資料なのですが、A4横で、右上に「平成27年6月財務省執行調査」と手書きで書いてある資料がございます。この資料と、今申し上げました資料2と、両方使いながらご説明を申し上げたいと思います。

まず、アスベスト対策の経緯とこれまでの取り組みということでございますが、ご承知のように、アスベスト対策につきましては平成17年6月にございました、いわゆるクボタショック、クボタからの公表を契機にして社会問題化いたしました。政府のほうでは関係閣僚会合なども開いて対策を取りまとめております。また、建築物の今後のアスベスト対策につきましては、社会資本整備審議会の建築分科会におきましてもご議論をいただきまして、平

成17年12月に、今後の対策についての取りまとめをしていただいているところがございます。

そういった報告をベースにして、右側でございますが、平成17年以降、いろいろ対策を講じているところがございます。大きく3つ掲げておりますが、1つは建築基準法の改正を、平成18年2月に行っております。これはアスベストの飛散のおそれがある建築材料の使用を、明確に規定上も禁止をし、これによって、それ以降、既存建物の増改築等の際に除去等を行っていくということがございます。吹付けアスベスト、それから石綿含有の吹付けロックウールを対象に使用を禁止したところがございます。

また、真ん中でございますが、民間建築物におけるアスベスト調査の推進ということで、17年以降、進めております。特に、業界でアスベストの使用を自主規制した平成元年以前のものを中心に、延べ面積1,000㎡以上の比較的大規模な民間建築物を対象として調査を実施するという方針を決めまして、進めてきたところがございます。対象が推計で27万棟ということがございます。

それから、右のほうになります。この調査に基づいて、必要なものについては除去等の対策を講じていくわけでございますが、民間建築物あるいは地方公共団体に対しても、国として支援を行っていくということで、平成17年度に交付金の事業を創設して支援を行っているところがございます。

その後、平成19年12月に、総務省の勧告が出されております。この際には、1,000㎡未満の小規模なものについても的確・効率的な把握方法を検討していく必要があるということ、あるいは、建築基準法で規制の対象にしているもの以外でも、吹付けパーライトとか、吹付けのバーミキュライトといった石綿を含有している材料もあるので、そういった吹付け材料の飛散性についても研究を進めるようにということがございます。

こうした勧告を受けて、建築分科会のアスベスト対策部会の中にワーキンググループを設置しながら、順次検討を進めていただいたところがございます。

右側のほうに、大きく3つの項目を掲げております。1つは、実態を把握していくための環境整備を進める必要があるということ的前提にして、まず調査者の育成をしていこうということがございます。建築物石綿含有建材調査者ということで、まずきちんと調べる方々の育成が大事であろうということで、平成22年以降、この講習カリキュラム、テキストの作成などを行いながら、具体的には平成25年7月に国土交通省の告示に基づいて、調査者制度を創設いたしております。その上で、平成26年以降、業界団体などにもこの調査者の

周知を努めているところでございます。

また、実態把握の具体的な取り組みといたしまして、平成25年・26年には、自治体向けの調査マニュアルというものをご検討いただいて作成してきたところでございます。また、作成後は全国で講習会なども開いて、その周知に努めてきています。

このほか、先ほど飛散性の調査ということがございましたが、平成21年度以降、順次調査を進めておりまして、先ほど申し上げました吹付けのバーミキュライト、あるいはパーライトについての研究を行っております。結論といたしましては、その下にちょっと触れておりますが、通常の使用状態であれば有意な飛散は見られないのではないかとということで結論を得ているところでございます。

さらに、こうした中、左側のほうに戻りますが、先ほど事務局からも話がございましたように、平成27年6月には、財務省の執行調査ということが行われております。このアスベストの調査・除去に対する支援制度があるわけですが、その支援制度に対する調査ということでございます。これにつきましては、先ほど資料番号のついていないものと申し上げましたが、別の資料を用意していますのでそちらをご覧いただきたいと思っております。

これは財務省のほうで平成27年6月に取りまとめた総括の調査票になっておりますが、まず、目標の達成状況、あるいはこれまでの実績を踏まえて、今後この事業をどうしていくかという視点で調査が行われております。具体的には、支援の内容ですが、その頭のところの真ん中辺に(1)(2)とありますが、2つございます。まず、アスベストの含有調査に対する支援としましては、調査にかかる費用を限度額原則1件当たり25万円としておりますが、10分の10ということで100%補助するという制度でございます。それから(2)が、アスベストの除去等ということで、実際に吹付けアスベストが施工されている建物について、アスベストの除去あるいは封じ込め、囲い込みといった工事を行う際の費用について、国費としては3分の1、地方公共団体が3分の1補助し、民間負担が一部あるという形で支援をしていくという事業でございます。

右側にありますように、調査につきまして、これは公共建築物を対象とした実績が示されておりますが、平成20年をピークに、低調に推移をしているという指摘でございます。また、除去等につきましても、平成18年、制度創設後はかなり件数があったわけですが、その後は低調に推移ということでございます。比較的、制度を立ち上げたときに大きく実績が上がってはいるのですが、その後、徐々には進んでいるところですが、制度の実績という面では、低調に推移ということで指摘を受けています。

こういった指摘を踏まえて、財務省のほうで、各都道府県などに対して、具体的に調査を行っております。ヒアリングあるいは調査票による調査を実施したということでございます。

1枚開いていただきますと、調査結果ということでございます。

2番目の実績を踏まえた、支援制度を見直すべき点は何かということございまして、都道府県所有の建物4.3万棟については、含有調査の実績を確認したところ、既に全ての棟を調査が終わっていたというふうに確認しています。また、(2)のところ、調査後の除去等でございますが、これにつきましても9割超の建物については対策済みであるという結果でございます。

また、民間の含有調査につきましては、これは私どものほうから提供している資料でございますが、9割程度の建物について含有調査を終了している、除去等については対象となる1.6万棟のうち8割について対策済み、あるいは対策の見込みがあるというふうに整理をされております。

また、地方公共団体のほうの支援の制度ですが、当然、交付金と関係して、補助制度を持っているところもあるわけですが、一部には、補助ではなく独自の融資制度というもの、あるいは融資のあっせん制度というものを行って支援をしている団体もあって、特に最後のところになります。進捗率という意味で全国1位になっている福井県におきましては、この融資制度を導入して進めているということが紹介されています。

こういったことを踏まえて、右側でございますが、支援制度の見直しとして、公共の建物、特に都道府県の建物については、既にかんがりの部分、事業が進捗しているから、事業としては必要ない、廃止をすべきではないか。あるいは、民間の建築物についても、こうした状況を踏まえて何らかの見直しを行うべきではないかということで、次のページになりますが、結論的には、こういった調査を踏まえた形で、予算のほうの措置といたしましては、この反映状況表というところの右側になりますが、2番のところ、都道府県の建物についての調査については、平成27年度末で既に廃止をされております。また、都道府県有建築物についての除去等に対する補助につきましても、昨年度平成28年度末で廃止をされております。

また、市町村の建物、あるいは民間の建物につきましては、調査については平成29年度、今年度末をもって、やはり調査費に対する支援制度の廃止ということで整理をされております。さらに、市町村の建物あるいは民間の建物の除去に対する補助制度・支援制度については、3年後の平成32年度末をもって廃止というふうに、予算制度の見直しがされているところでございます。これが今、現状でございます。

こうした状況から、さらにもう1枚めくっていただきますと、これは昨年5月に総務省が、このアスベストに対する平成19年の勧告以降、もう一度いろいろと実態を調査した形で、勧告を出しております。

勧告の内容につきましては、解体時の飛散やばく露の問題、あるいは災害、特に地震災害があった場合のアスベストの飛散あるいは作業員に対するばく露についての問題を中心に、かなり幅広く、いろいろな点についての勧告が行われています。この点につきましては、環境省、あるいは厚生労働省が所管する分野についての指摘事項が多いですが、国土交通省に対する勧告の内容が、ご覧いただいているページの点でございます。

1つは、アスベストの実態把握について、地方公共団体の状況を調べたところの指摘でございます。左側の調査結果というところですが、使用実態調査が適切に行われていない自治体があるということでございます。1,000㎡以上の大規模な建物を中心に、それから年度でいうと業界が自主規制をした平成元年以前のもを特にターゲットとして実態調査を進めていこうということでやっているわけでございますが、こうした対象を、恐らくマンパワーの問題もあるのだと思いますが、独自に絞り込んで、本来の実態調査が全て網羅的に行われていない自治体が見られたという点でございます。

また、調査の結果、まだ実態調査が終わっていないような建物、あるいは調査結果で実際にアスベストが使用されていることが判明した建物に対する、所有者あるいは管理者に対する個別の指導というのが適切に行われていないという指摘を受けています。

また、下のほうは、自治体で実態調査を進めるに当たって、アスベストが使用されているかどうかを把握し、整理していくための台帳づくり、台帳の整備というものを求めているわけでございますが、この台帳の整備が適切に行われていない自治体が見受けられる。あるいは、いろいろヒアリングをしている中で、台帳整備の必要性というものに十分な理解が見られないような自治体もあったということでございます。

この台帳の整備につきましては、本来は実態調査の対象とするような1,000㎡を超える建物だけではなくて、1,000㎡未満の小規模な建物についても順次整備を進めるように要請をしているところなのですが、特に小規模な建築物についての台帳整備については、まだまだ手についていない自治体が多いというご指摘もいただいております。

こうした調査結果、あるいはそれに対応してしっかり要請・指導をしていくべきであるという勧告をいただいて、国土交通省のほうでは平成28年5月、勧告が出て直後に、地方公共団体に対して、指摘を受けた点について、しっかりと取り組むように自治体向けに通知を

行い、趣旨の徹底を図ったところでございます。

資料2のほうにお戻りいただきたいと思っております。

前回、第7回の部会が平成26年12月に行われましたが、この際には、それまでのワーキンググループでのいろいろな取り組みをご報告しながら、一つは、この建築物石綿含有建材調査者の育成の状況、それから先ほどのアスベスト使用実態調査の進捗状況などについて報告した上で、今後3年程度の状況把握をした上で、課題を改めて整理をして、部会のほうにご報告をいただくということにさせていただいたところでございます。平成27年、あるいは昨年度行ってきたことは、その下にございますが、一つは、調査者の関係につきましては、平成27年度にアンケート調査などを実施して、具体的な活動状況について把握を行っております。また平成28年4月には、先ほどの交付金事業でございまして、建築物石綿含有建材調査者に登録されている方の調査を行うことを要件にしております。現在、調査者は859名修了しております。

もう一つ、小規模の建築物についての実態把握ということが大きな課題でございます。本日のメインのテーマでもございますが、こういった実態把握に向けた取り組みということで、平成27年度・28年度、調査を進めております。

一つは、全国で定期調査を行う建物を対象に、アスベストの使用実態調査というものを行っております。これは地方公共団体を通じて状況報告をしてもらって整理をしたものでございます。

また、先ほど事務局からも話がありましたが、横浜市さん、非常にこの分野について積極的に取り組みを進めていただいております。小規模の建築物につきましても、いろいろと整理をして、実態の把握に努めていらっしゃいますので、横浜市さんをモデルケースにして、こういった取り組みの把握をしたところでございます。また、それをさらに展開する形で進めていかなければいけないということもあって、まず全国の自治体で台帳の整備がどうなっているかということ、小規模の建物の実態把握について、こういった取り組みを行っているかということについてのアンケート調査も実施をしたところでございます。本日、こころ辺の内容について、後ほどご説明をさせていただいて、今後のアスベスト対策の取り組みについてご審議をいただきたいと存じます。

私からは以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

続いて、ワーキンググループでの作業状況について、ワーキンググループの主査である〇

○委員よりご報告をいただいて議論をしたいと思います。

○○委員、よろしくお願いいたします。

【○○委員】 ○○でございます。平成21年から8年間、ワーキンググループの主査を務めさせていただいております。

主に資料の2及び3というものが、ワーキンググループでまとめさせていただいたものになります。こちらについては、後で事務局のほうからも詳しく説明をいたしますので、私のほうとしては概括的なこと、もしくは感想的なことについて先に述べさせていただきます。

1点目ですが、こういう建築物の調査をなぜしなければいけないかというと、それは、建物の中で、アスベストに全く関係のないような方が石綿関連の病気で亡くなられているからでございます。平成26年度までの厚生労働省の労災の統計、表1とあって、建設業を除いたものでは、既に建物の中でアスベストと関係のないような、金融機関のお仕事であったり事務仕事であったり、食品の製造とかそういうことをしているような方で、100名の方が既にこういう病気になられています。大体毎年8名前後の方が増えています。

そういう状況でございますので、100名を超す、200名とかそれ以上になっていくのかもしれない、そういう方の命をどういう形で守っていくのか、予防するのか。そのためには、まず調査をして実態把握をしなければいけないというために、このワーキンググループ、もしくは部会があるということを、最初に、現時点ではそれまでの数値になっているということを述べさせていただきます。

さらに、私も最初に日本でこういう場合の法的責任がはっきりしました文具店の方からも相談を受けて、実際に再飛散の実験とか、調べたりして確認をしてみました。これで法的責任もはっきりしたわけでございますが、建物の所有者・占有者の責任ということになります。最近、50代の、ずっと団地に住んでいる、その団地は和室もダイニングも全部吹付けアスベストです。そこで生まれて住んでいた女性の相談を受けております。団地が原因の中皮腫というものが出てくる時代に入っている可能性があるということ、実際に肝に銘じて、ご議論をいただきたいと思っております。

そして、グループでまとめたものについては、資料3ということで、こちらになります。

全体については事務局のほうからご説明がありますが、私たちのほうに関係した部分、特に委員のご意見が強かった部分だけご紹介しておきます。17ページです。

この部分では、平成26年の第7回アスベスト対策部会、平成26年12月の段階では、

調査者はまだ186名しかいませんでした。その後、委員の先生方、もしくは関係する団体の方を含めて、ご努力の結果、現在は全国で859名、全都道府県に2名以上の調査者がいるという状態になっておりまして、実際にどの県でも調査もしくは除去のために活用できるような状態になっているというところまで、育成状況が進んでいるということでございますので、今後はいかにこれを活用していくのかということ、ぜひご議論いただきたいと思っております。

それから19ページです。今後の取り組みの方針についてというところの、民間建築物のアスベスト使用実態の把握の推進というところですが、下から5行目、実際にこれだけ調査者が増えてまいりましたので、ぜひ、調査者による詳細調査を実施していくなどの仕組みの構築が必要であると。ここがワーキンググループの委員の方が、やはりそろって強調していらしたところでございますので、そういうことについて、ぜひご議論いただければと思っております。

それから、最後に21ページ目になりますが、民間の建築物におけるアスベスト対策の支援ということになりますが、まだ民間では、特に小規模で吹付けアスベストが例えばALCの鉄骨とボードの間にあると、そういう例もございます。また詳しくは、横浜市の実態調査をもとにした推計が、今日報告されると思うのですが、それを踏まえて、そういう小規模・民間の建築物における調査を、やはり対応していかなければいけない。そこは非常に、なかなか所有者が、決して十分な金銭的、経済的なゆとりがあるわけではない。そしてアスベストの知識がすごくある中で、みずからそれを吹いてくださいとかお願いしたわけではない。その建物に有害物が残されている。その発がん物質の管理をどうするのかという点は、この支援を含めて十分ご議論いただければと思っております。

また宿題をいただければ、それについて、部会にいただいた宿題をワーキンググループのほうで検討してまいりますので、ご検討をよろしく願いいたします。

【部会長】 それでは続いて事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 資料3のほうを説明させていただきます。お手元の資料3、これはアスベスト対策ワーキンググループのほうで4回ほどご議論いただいてまとめさせていただいたのでございます。

「1. はじめに」とありますが、これは先ほどもご説明させていただいたように、前回の部会での宿題事項ということで、前回部会時点では、建築物石綿含有建材調査者の人数が、それほど増えていなかった状況も踏まえて、今後のフォローアップをしっかりと行った結果

の報告を、3年後ぐらいを目途に行ってほしいというご指摘を受けた内容を含んでいます。また、実態調査の状況も含めて、本日、部会にご報告をさせていただくべく、ワーキンググループでまとめていただきました。

内容に関しましては、この資料は、この中身として大きく分けると3つのテーマが入っております。1つは実態調査に関するもので、大規模建築物に関する実態調査や、総務省の勧告なども踏まえた小規模建築物の実態調査の方向性に関するものです。特に、小規模建築物そのものを調べるというところはまだ難しいところもございますが、今般、特定の地区でモデル的な調査を実施し、その結果を踏まえて推計を行うということを試みしましたので、その内容についてご報告をさせていただきます。また、台帳整備についても、実態調査の基礎となる資料ということで、現在の整備状況や今後の取り組みに向けたご提案について説明をさせていただきます。

2つ目のテーマとしましては、建築物のアスベスト問題に関する建物所有者に対する周知を徹底していくという観点で、今後どういう取り組みが必要かということについて取り上げさせていただきます。

3つ目、最後のテーマとしましては、建築物石綿含有建材調査者の育成状況について、もう少し詳しく説明をさせていただこうと考えております。

では、テーマの1つ目、実態調査についてですが、資料番号2番をご覧ください。「2. アスベスト使用実態調査の進捗状況」というところから内容に入らせていただきます。

「(1) 大規模民間建築物における状況」ということで、これは平成17年以降、国土交通省において、全国の特定行政庁の協力もいただきながら、毎年1,000㎡以上で平成元年以前に建てられた建築物について、実態をフォローしてきているところでございます。

1枚おめくりいただいて、グラフが載っておりますが、平成17年以降、青の実線で描かれている部分が含有調査の実施率ということで、近年、おおむね9割ぐらいまでは伸びてきておりますが、ただ、ここ数年横ばいの状態が続いているという状況でございます。

全体としては27万棟が対象ということになりますが、報告率が9割程で実数では23.8万棟ということで、年数はたっているのですがなかなか調査が進まないというところですね。理由などは、これは横浜市さんにもちょっと協力していただきながら、アンケートで実地で聞かせていただいた内容もありますので、これは後ほどご紹介をさせていただきます。

また、赤の実線ですが、吹付けアスベストが実際に含まれていた場合の対応率ということで、27万棟の調査を行った結果、実際に露出して、アスベストの繊維が飛散するおそれが

ある状態で吹付けられている建築物が約1.6万棟あるという調査結果が出ております。その1.6万棟のうち、実際に対応を行っているものは約1.1万棟ということで、1.6万棟に対しては対応率約74%という状況です。

大規模建築物の27万棟に対しての残り2.8万棟が未報告ですが、既に報告済みの建築物と同程度の割合で、まだ対応がなされていないようなものがあると仮定しますと、約1,900棟の建築物でまだ、1,000㎡超のものでも吹付けアスベストが使用されているという推計ができるかと考えております。

続きまして(2)小規模民間建築物の対策状況ということで、こちらが、今までは1,000㎡超のものを対象にまいりましたが、1,000㎡以下についてもある程度の把握が必要ではないかということで、詳細な内容を参考資料4でお示ししております。

吹付けアスベストが使用されている可能性があるものということで、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造を対象として、吹付けアスベストが使用開始された昭和31年以降の時期について着工統計などから推計を行いますと、参考資料4のとおりとなり、特に赤の太線で囲んでいるところが、現在1,000㎡超で平成元年以前に建てられた建築物ということで、毎年把握を行っているところです。これが27万棟の部分に該当します。

また一方で、1,000㎡未満の部分の建築物については、推計しますと約130万棟ということで、この青の太線の点線で描かれている部分が該当します。この130万棟というのは、あくまで母集団ということになりますから、このうち、実際にアスベストが含まれている建築物がどれぐらいあるのかということ、推計を行いながら明らかにしていく必要があるのではないかということで、昨年度はいろいろな調査研究を行ってまいりました。

130万棟から実際にアスベストが使われている可能性がある建築物の推計については、3ページ目以降で説明をしておりますが、これだけだとちょっと分かりにくい部分がございますので、参考資料5を用意させていただきました

民間建築物における小規模(1,000㎡未満)の建築物における吹付けアスベスト対策ですが、まず横浜市さんに御協力をいただきまして、吹付けアスベストが使用されている小規模民間建築物を全て把握する形で、アンケート調査を行っていただきました。また、定期報告対象となっている建築物についても、あわせて調査を行っていただきました。定期報告というのは、建築基準法で、不特定多数が利用する建築物などについては、おおむね3年に一度のペースで実態の調査を行って、それを行政に報告していただく仕組みがございます。具体的には、別紙の3-1をご覧くださいければと思いますが、この左側のマトリックスに書

いておりますように、さまざまな用途をさまざまな規模ごとに定期報告の対象ということでお示しをしております。

ただ、この定期報告の対象というのは、数年前までは、一定規模及び用途のものを対象にするのがよいのではないかということを経済産業省から通知でお示しをして、実際にどれを対象にするかというのは、それぞれの特定行政庁で決めていただくという方式でした。要は、それぞれの特定行政庁でばらばらの状況でございましたので対象が一律ではないのですが、一定程度の不特定多数の使う建築物については対象になっているというふうにお考えをいただければよいのではないかと思います。

こういった建築物については、定期報告の機会に、自動的にアスベストの使用状況も含めて情報が集まってくるものですから、こうした情報も横浜市さんで整理をしていただきました。

参考資料5に戻っていただきますと、左側の上のほうで、「横浜市調査」と書かれている部分でございますが、小規模民間建築物のうち、定期報告対象になっているものというのは約6.2%で吹付けアスベストが実際に使用されているという報告データが上がっております。さらに母集団を広げて、小規模民間建築物そのものについても調べております。これは鉄骨造のものなど、対象は一部限定されたもので、アンケートという性格上、回答率も6割ぐらいのものでありますので、全てを網羅したということではないという制約があったことを申し添えます。いずれにしても、割合で見ますと、小規模民間建築物におけるアスベスト以外のものも含めた吹付け材の使用率は約22%ということで、そのうち、その吹付け材にアスベストが含まれているというものは約28%から40%という推計を行いました。この分析のところは、ワーキンググループの委員からもご指摘やご意見をいただきながら修正させていただきましたが、ぴったりこのぐらいの数字というのを出すのは難しいだろうということで、幅を持たせた書き方になっております。結果として、約28%から40%ということになりますので、22%のうちの28%から40%というものを考えると、小規模民間建築物において吹付けアスベストが使用されている割合は、推計では約6.1%から8.8%になるのではないかと結果が得られました。

ここで横浜市さんの調査を参考にすると、小規模民間建築物の場合は6.1%から8.8%という数字があり、また、小規模民間建築物のうち、さらに定期報告対象になっているものについては約6.2%という数字が出ておりますので、この2つの数字から考えますと、定期報告対象の建築物をもって、小規模民間建築物を代表するものと扱って推計をすると、

全国調査でも同じような推計が出せるのではないかというふうに考えました。

全国の自治体で、横浜市さんのように、小規模のものまで全部把握しましょうというのと、すぐにはなかなか難しいという状況もあることを踏まえ、まずは、自動的に情報が集まってくる定期報告対象建築物における吹付けアスベストの使用状況を調べてくださいと全国の特定行政庁をお願いをいたしましたところ、小規模民間建築物の約4.6%で吹付けアスベストが使用されているということが確認ができました。

従いまして、この4.6%というところをベースに、横浜市さんでの割合の状況を考えますと、定期報告対象のものを1倍から1.4倍すると、恐らく小規模民間建築物のアスベスト使用の割合に達するのではないかという考え方にに基づき、この4.6%に対して1から1.4倍という数字を掛けた結果、全国で小規模民間建築物での吹付けアスベストが使用されている割合というのは、恐らく4.6%から6.3%に達するのではないかという、そういう推計を出させていただいたというのが、この資料中の黄色の枠囲みの中の数字です。

先ほど申し上げたように、小規模民間建築物自体は約130万棟と数が多いのですが、この推計の結果を使いますと、130万棟のうち約6万棟から8.2万棟は小規模民間建築物の中で潜在的にアスベストが使用されている可能性があるのではないかという、そういう推計が出せるのではないかと考えました。

資料33ページ目から9ページ目までの内容が、今、参考資料5で詳細に御説明したものです。

小規模建築物におけるアスベストの使用状況の推計については、以上で説明を終わらせていただいて、次に11ページ目で、アスベスト台帳の整備状況について、御説明させていただきます。

アスベスト台帳の整備状況については、平成28年度に特定行政庁を対象に調査を行いました。都道府県や、指定市・中核市ぐらいの規模のところは大体特定行政庁になっておりますので、そういったところを対象に、301の自治体を対象に調査を行いました。

調査を行いました結果、アスベスト台帳を既に整備しているというところが196件で、準備中が74件、予定がないというところは31件で、約1割の特定行政庁で、今後台帳整備をする予定がないという回答がありました。国土交通省といたしましては、やはりアスベスト台帳の整備は、今後のアスベストのそれぞれの使用実態を把握し、かつ対策を進めていく上での基本的なツールになりますので、台帳整備を積極的に促していく必要があるのではないかと考えており、ワーキンググループの中でも同様に指摘をいただいた部分で

ざいます。

さらに、アスベスト台帳の整備内容についても整理をいたしますと、次の12ページをご覧いただきたいと思いますが、表7という形で、アスベスト台帳の整備状況の内訳を書いております。国土交通省からは、木造建築物や戸建て住宅というものは例外になりますが、アスベスト台帳は平成18年以前の民間建築物を基本的には網羅してくださいということでお願いしておりますが、現状では、面積規模に関しては限定をかけているというところが188件ということで、約7割程度は、面積については一部制限をして台帳を整備しているという状況が明らかになっております。

また、年代については、表7の「b年代」というところですが、これも、国土交通省で毎年行っている調査と平仄を合わせているのかと思われませんが、平成元年以前の建築物を対象に台帳を整備しているというところが非常に多いという状況です。188件で、アスベストの使用を禁止した平成18年以前のものを全てというのは71件で、やはり年代についても一部制限を行っている自治体があるという状況でございました。

用途については、一部の特定行政庁において、定期報告の対象となっている建築物に用途を限定するなど、そういった用途についても限定しているところもございしますが、用途に関しては限定をしていないというところが251件で、限定をかけていないところが多かったという状況でございました。

アスベスト台帳の整備状況について、現状はこのような状況でございしますが、今後、範囲を拡大して、拡充していく必要があるのではないかとというのがワーキンググループからのご指摘でございました。

テーマの1つ目は以上で終わりました、テーマの2つ目、13ページ目からになりますが、建築物所有者への周知方策への検討ということで、次のテーマに入らせていただきます。

全国の地方公共団体に対して、アスベストの対策の現状課題を把握するためにアンケートを実施いたしまして、周知がなぜ進まないのか、今どういう周知の方策をとっているのか、ということをお尋ねさせていただきました。

図4の上のほうにあります、アスベストの調査の進捗が横ばいになっているということの課題について、どういう認識かということをお尋ねしたところ、全国の都道府県からは、所有者・管理者への周知が課題である、もしくはリスクが国民に周知されていないというところで、やはり周知のところに課題があるのではないかとという点で問題意識を持っていたという状況でした。

ただ一方で、所有者・管理者に対してどのような周知を行っているかということもあわせてお尋ねさせていただいたところ、ホームページによる周知ですとか、パンフレット・広報誌による周知というものが1番、2番を占めておりまして、そもそもアスベストについて問題認識を持っておらず、自らそういった情報を受け取りに行くことが期待できない建物所有者の方に対して、積極的に働きかけるツールにはなっていないのではないかとということも、実態調査からわかってきたところでございます。

平成27年にこういった調査を行いまして、平成28年には、国土交通省において、民間事業者に対する積極的な周知を行う方策、やり方をもう少し研究しようということで、ワーキンググループにご相談をさせていただきまして、不動産関連業界を通じた、特定の業界に集中的な周知を行うという方策について、ケーススタディ方式で検討させていただきました。

詳細は14ページ目以降となりますが、特に宅建業界などは建物所有者との関わりは深いであろうということで、横浜市さんにもご協力をいただきまして、別紙3-4にお示しするような不動産関連業界向けのアスベスト対策講習会をモデル的に開催させていただきました。

この際に、神奈川県宅地建物取引業協会さんにご協力をいただきまして、協会の会員の方を集めていただき、その方々に実際に講習を受けていただいた上で、どれだけ、このアスベストに対する問題意識が高まるのかどうかということ进行调查させていただきました。この調査の機会を通じて、実際に問題意識を持っていただくということも大事な目的だったのですが、今回は効果検証まで行ったということが特徴でございます。

効果検証の方法としましては、アスベストの講習会の受講前後でアンケートをとらせていただいて、アスベストに関する幾つかの質問について、その設問項目に対する意識がどのように変化するかということを検証させていただきました。

14ページ目の図5と図6になりますが、アスベストに対して、そもそも講習会を受けに来た時点では、宅建協会の会員の皆さんは、やはりアスベスト調査の問題意識は比較的低い状況であったかと認識しております。図5に関しましては、アスベスト調査を早期に調査すべきだということは34%、解体開始を行うときでよいのではないかとというのが27%というような状況でございました。これは、講習を受けていただいた後は、早期に調査すべきということが非常に大きく伸びて74%まで上昇しております。

また、健康障害に対する建物の所有者責任ということで、実際に所有者が吹付けアスベ

トを使ったままの建物をそのままにしている、その建物を借りて使っていた方が健康被害を受けたという訴訟事案で、建物所有者に責任があるという判決が出ていることについて、この講習会でも丁寧に説明をさせていただいたところ、やはり、所有者の責任というものが大きいというのは、講習会を行う前は57%の意識だったのが、これが急激に伸びて88%まで伸びております。やはり、特に宅建業界の皆さんですから、建物所有者・管理者ということであれば、自分に関係する分野のことということ強く受けとめていただいたようで、認識が大きく変わってきたということが見て取れるという状況でございました。

また、次の15ページ目になりますが、アスベストのこういった調査について、専門家を活用するということについての意識も、もともと、受講前の時点で、専門家の関与が必要だという方は比較的これは高く72%というところでしたが、受講した後は95%ということで、ほぼほぼ全ての方が、やはり専門家の関与が必要であろうというふうに強く認識をしていただきましたし、また補助金の活用に関しましては、これは我々がもう少し周知について努力する必要があるかなとも感じましたが、受講前は、そもそも補助金自体を知らなかったという方も58%いらっしゃったという状況ですが、いつか活用したいというところがやはり急激に伸びて84%というところまで、非常に意識が高まったという状況です。実際、講習が終わった後には、横浜市さんのほうにも、この補助事業についてお問い合わせが多かったと聞いておりますので、やはりこういったピンポイントでの周知というのは、効果が相当期待できるのではないかということが、モデル講習会の結果、分かってきた部分です。

資料の16ページ目をおめくりいただいて、今後、補助制度については、先ほど事務局のほうからも経緯の中で説明させていただきましたが、期限が設定されているということを見据えて、早期の活用を促すよう、さらに周知を図っていく必要があると我々も考えておりますし、また、横浜市さんにおいて、小規模民間建築物の所有者の方に対するアンケートで、なぜ調査を実施していないのかというところをお問い合わせさせていただいたところ、調査方法がわからないという方が、表8で一番多く56.3%でしたが、その次点と3位を占めているのが、調査に費用がかかるとか、除去の費用が調査の後にもかかるということで、やはり費用負担を心配しておられる方が非常に多いというようなところも、実態としてわかっているということをご報告させていただきます。

2つ目のテーマは以上となりまして、3つ目のテーマで、17ページ目、建築物石綿含有建材調査者の育成状況についてご報告をさせていただきます。

これは、平成25年に創設した時点では、平成26年10月時点で186名という状況で

したが、当時はまだ都道府県によっては調査者がゼロというところもありまして、なかなか、全国で活用できる状況ではないというところでした。一方で、現状は、参考資料6のとおり、全国の都道府県別に、859名の最新の数字の内訳をお示ししておりますが、一番少ないところは、まだ講習修了者数が2名という都道府県も幾つかあるものの、ゼロという都道府県は既に解消しております。この登録講習を行っていただいている日本環境衛生センターさんにも相当ご協力をいただいて、本来、こういう講習というのは大都市で行うのが基本かと思いますが、必ずしも大都市だけでは、やはり全国になかなか行き渡らないだろうということで、比較的規模の小さな都市でも講習を実施していただきまして、ゼロの都道府県というところは解消したという状況でございます。

資料3の17ページ目に戻りまして、また調査者の活用においてどういう課題があるかということも、これは調査者の皆さんに実際にアンケートを書いていただいて、回答をいただきました。

調査者を対象に、どういうときに仕事があるかということをお尋ねしたところ、建物の解体もしくは増改築・改修などの工事を行うときの引き合いが多いということが明らかになっております。実際に、段階は建物取引時、通常使用時、増改築・改修時、解体時ということで、表9でフェーズを4つに分けて、どういうフェーズのときに仕事がありましたかとお尋ねしたところ、やはり解体、増改築・改修というところがいずれも9割近くというところですが、通常使用時や建物取引時、普通の平時においては、4割とか6割とか、やや活用頻度が落ちるという状況が見て取れます。

次のページ、18ページ目をご覧くださいまして、実際に、建物取引時、使用時、増改築時、解体時、どういう目的で仕事の引き合いがあったのかということまで、少し踏み込んだ質問をさせていただいたところ、やはり増改築、解体時というのは、他法令において事前調査を義務づけておりますので、そういった事前調査が法令で義務づけられているので行っているというところで、引き合いが多かったようだということがわかっております。

一方で平時においては、図10の上の2つの円グラフに関しましては、特に調査しなければいけないというオブリゲーションがあるわけではないのですが、図10の左側の円グラフ、2-1(5)①をご覧くださいと、資産評価ですとか不動産鑑定評価ですとか、要は建物の資産価値をしっかりと評価していただく必要があるというふうに感じた所有者の方は、平時でも取引のときには調査を行うという状況にあります。我々もいろいろヒアリングもしてみたところ、やはり一部上場企業などは、エンジニアングレポートを作成しておかな

いと、建物については取引が困難であるということで、しっかり、アスベストがあるならあるということを調べて、調査をしているかどうかとか、除去を行ったかどうかということまで調査を行っているというのが、割と多いというような状況であるということを確認しております。一方で、そういうところではない一般の企業などでは、まだ取引時に必ずしも調査を行うということは浸透していないのかなという状況も認識しております。

また、その右隣の円グラフに関しまして、通常使用時において最も多い調査の目的をお尋ねしたところ、これもやはり、建築物の運用計画ということで、今後の運用を考えていく中で、解体まで考えたときに、やはりどこかで調査を行わなければいけないというところを認識した上での調査ということになろうかと思しますので、これはある意味、事前調査の、一定程度の効果が波及しているというところかと思いますが、残念ながら定期報告制度というところで平時に調査を行っているというのは13%にとどまっているという状況でございました。

こういった状況を踏まえまして、調査者の今後の活用を一層促進するというためには、こういうふうな、既に解体ですとか改修ですとか、工事関連の業界だけではなくて、通常時にも建物について関与していくような業界、例えば不動産取引ですとか、そういう観点であれば不動産関連業界、先ほど横浜市さんとの連携のお話もさせていただきましたが、やはり宅建関係などはふだんから取引の中で建物をさわる機会がございますので、そういった業界にも調査者の活用を促して行って、必要性について説明をしていくという、そういうことが必要ではないかと感じております。

今回、横浜市さんのほうでこういう協力をいただきながら、宅建協会においてピンポイントで調査をしていくとある程度効果が見えてきたということもございますので、こういったことをほかの自治体でも展開していく必要があるのではないかとということも、ワーキンググループの中でご指摘をいただいた部分でございます。

次に、最後ですが（3）今後の調査者の資質向上に向けた検討ということで、調査者制度に関しましては、実はこれは5年で一度更新を行うという制度設計になっておりまして、平成25年から制度がスタートしておりますので、最初に資格を取った方は、平成30年には更新期限を迎えるということを予定されております。

今回、アンケートもとりまして、実際、今後の更新講習についてのプログラムにいろいろご希望なども集めさせていただきましたが、関係法令や分析法などの最新の状況、5年前と状況が変わっている部分もあるだろうから、そういったもの

を教えてほしいというようなご要望や、あと海外の動きを教えてほしいとか、あと、比較的多かったのが、石綿の飛散事故ですとか調査不足による事故事例など、こういったものについても知りたいというお声がありました。

ワーキンググループにおいては、平成30年度の更新講習の実施に向けて、今年度はもう少し、更新講習のコンテンツについて整理をしていきたいというふうに、今、ご意見をいただいているところでございます。昨年度においても、アメリカやイギリスなど他国におけるアスベスト関係の更新講習の内容については、一部、整理もさせていただきました。さらに、国内の建築士など、建築関係の更新講習についてもいろいろ調べておりますので、他の制度も参考にしつつ、また調査者の方から実際にこういうニーズがあるというふうにお答えいただいた内容も踏まえて、更新講習のコンテンツ整理を引き続き実施していただければと考えております。

最後に19ページ目、取りまとめということで、5番、今後の取り組み方針についてということで、ワーキンググループでの議論の内容をまとめさせていただいた内容について説明をさせていただきます。

これまでご説明させていただいたとおり、今までおおむね1,000㎡以上を対象とした建築物で調査・対策を進めるというメッセージを発してきました、この10年間で一定の成果が見られてきておりますが、一方で、1,000㎡未満の小規模民間建築物は、使用実態が必ずしも明らかでないということで、今後の対策を進める上で課題ではないかと考えられます。

今後、民間建築物で早期にアスベスト調査・除去を着手されて、かつその対策を進めていただくためには、以下の取り組みが必要ではないかということで、ワーキンググループのご意見をまとめさせていただいております。

まず1つ目、(1)ですが、民間建築物のアスベスト使用実態の把握の推進ということで、これは先ほど1つ目のテーマでご説明させていただいたとおり、小規模な民間建築物においても、一定程度アスベストが使用されている可能性があり、推計ではございますが、その可能性を定量的にお示してきたところです。そのうち、実際にアスベスト対策が必要な建築物についても、定期報告のときの率をそのまま掛けると、2万棟から3万棟ぐらいは実際に対策も必要であろうと考えられる部分がございますので、こういった建築物を早期に特定しまして、対象となっている小規模民間建築物を、130万棟という数自体は非常に膨大ではございますが、効率的にこれを選別いたしまして、建築士なども活用しながらスクリー

ニングも行い、かつ、調査者もうまく活用しながら詳細調査も実施していくという仕組みの構築が必要ではないかというふうにご意見をいただいております。

また、吹付けアスベストが使用されている建築物については、早期に、見つけたということだけではなくて、その後の取り組みということで、原則除去、除去がどうしてもかなわない事情がある場合は、囲い込みや封じ込めなどの次善の対策も進めるということが必要ではないかのご意見をいただいております。

効率的に選別を進めるということで、20ページ目になりますが、130万棟を最初から全て相手にするというのはなかなか、実態として現実問題難しいところもございますので、効率的に、合理的な形で実態把握を進めるやり方ということも整理をしていただいております。

実態把握・対策の進め方ということで、20ページ目に書いておりますが、まず1つ目は、平成18年にアスベストの使用を建築基準法上禁止したということがございますが、特に業界の自主規制が始まった平成元年以前のものが、相対的にはリスクが高いということを考えまして、まずは平成元年以前のものを優先的に把握していくということが必要であろうということに触れています。次が②で、社会的リスクの大きい建築物を優先的に把握するというので、平成元年以前のうち、不特定多数の者が利用することが想定される建築物ということで、例えば一定規模以上の物販店舗、飲食店、ホテル・旅館など、こういったものは建築基準法に基づく定期報告の対象として掲げられている用途にも合致しますが、こういったものについては、アスベストの飛散やばく露があった場合に社会的な影響が非常に大きい。先ほど委員からもご指摘がありましたように、知らない人が健康被害を受けるという可能性が出てきますので、こういった方々の健康被害を未然に防ぐという観点から、まずはこういった建築物について優先的に使用実態の把握を進めていくことが必要であるというふうに、②でまとめていただいております。

こういった優先的な把握をする前提として、③で、アスベスト台帳の整備ということもご提案いただいておりますが、まずアスベスト台帳の整備については、各地方公共団体で一定程度は進んできておりますが、やはり面積や年代について、一部限定をかけているところもございます。限定をかけていることが悪いということではないのですが、優先順位をしっかりと決めた上で、この部分についてはしっかりと、まず把握していくというような、計画的な台帳整備が必要であろうということです。優先順位をはっきりさせた上での台帳整備で、台帳整備を予定していないというような自治体も幾つかありましたが、これは、台帳整備は原則

行うものだとということで周知を図る必要があるのではないかとこのようなまとめもいただいております。

一方で、既に台帳整備が進んでいるところに関しては、まず、不特定多数というようなメルクマールも一つ出してはおりますが、特定多数というようなところも順次進めていくことも必要であろうというふうに追記していただいております。

(2)で、建築物所有者への周知方策の検討ということで、小規模民間建築物における使用状況の把握を早急に進めていくために、やはりこれも、対象とする建物が非常にふえてくることを考えますと、効率的・効果的な手法の検討が必要であろうと考えております。何度も話題に出しておりますが、横浜市さんと協力して行ったような、特定の業界と連携して行ったやり方というのは非常に効果も見えてきたところもございますので、引き続き、ほかの業界団体も含めて、周知方策の検討や効果検証も行いながら、周知方策の普及に向けて業界団体との連携が必要ではないかと。こういったやり方が重要であるということもまとめていただいております。

(3)になりますが、民間建築物におけるアスベスト対策の支援ということで、前回ワーキンググループの際、やはり支援についてももしっかり言及すべきだろうと委員の皆様からご意見をいただきましたので、(3)を追記していただいております。

今後、地方公共団体における実態把握が進んでいくに当たり、実際に建物所有者の方、管理者の方に、調査や除去を要請する機会が非常に、一層増えてくるということが考えられますので、重点的に対応すべき用途や規模のものをしっかり定めた上で、対象となっている建築物を中心に、引き続き民間建築物におけるアスベスト対策の促進を図っていく必要があるということをご意見としてまとめさせていただきます。

最後、(4)になりますが、調査者の資質向上に向けたフォローアップ方策の検討ということで、これは更新講習のことをイメージしておりますが、平成30年に最初の資格者の更新時期を迎えることを前提に、ワーキンググループのほうでも引き続き、更新講習のコンテンツを充実していくための検討が必要であろうということをご意見を、最後のまとめで記載していただいているという状況でございます。

資料3の説明は以上となります。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、今までの説明につきまして、ご質問、ご意見を承りたいと思います。どなたからでも結構ですのでお願いいたします。いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 一応確認をさせていただきたいのですが、資料3の19ページの最後の段落のところなのですが、この、効率的にアスベストが使用されている可能性が高い建築物を選別していく方法として、建築士を活用して対象となる建築物のスクリーニングをした上で、調査者による詳細調査を実施していくというようなことを書いてあるのですが、建築士のやるスクリーニングと調査者による詳細調査の違いというのがちょっとわかりにくかったのですが、具体的にご説明いただけますでしょうか。

【事務局】 失礼いたしました。スクリーニングと言っている部分については、そもそも一般の方であれば、アスベストかどうかにかかわらず、吹付け材の状況がよくわからないケースもあろうかと思いましたので、まずは専門的な知識を持っている建築士などを想定しまして、これは吹付け材かどうか、ということを判別していただくということを考えておりました。

ただ、建築士の場合も、必ずしもアスベストの分析までできるスキルを持っているかどうかという、そこはまた別の話になってきますので、もう少しアスベストについて専門的な知識を持っている調査者なども活用して、吹付け材の特定までは建築士でもできるでしょうけれども、それ以上の、アスベストの使用状況ということを確認するのであれば、建築物石綿含有建材調査者などの専門家の関与が必要ではないかと、そういうことをご指摘いただいたと考えております。

【〇〇委員】 ありがとうございます。あと2点ほどちょっと確認させていただきたいのですが、20ページの、実態把握・対策の進め方の③、アスベスト台帳の整備及び対策の推進のところですが、最後の3行ですが、既に台帳整備が進んでいる地方公共団体においては特定多数が利用する建築物で一定規模以上のものも台帳に追加していくといったことをございますが、この辺も、優先順位のつけ方といいますか、どのようなもの、全国の調査等をした上で、このようなものまではやったほうがいいのかというようなご指南がいただけるのか、それともやはりこれは地方公共団体それぞれの実情に応じて設定したほうがいいのかというのか、それにつきましてはどのようなお考えか教えていただけますでしょうか。

【事務局】 20ページ目の③については、まず、優先的に把握すべきものの代表選手ということで、不特定多数ということで②のほうに書かせていただいておりますが、それに対して、②のほうはそういう意味では定期報告の対象でも掲げられておりますので、比較的把

握はしやすい部分があろうかと思えます。特定多数のほうは定期報告の対象に必ずしもなっていないような自治体もありますので、そこは自治体ごとの状況に応じてというところはあるかと思えます。

ただ、一方で、実際に、特に特定多数というところは、仮に例を挙げるとすれば事務所や工場といったものも挙げられるかと思えますが、実際にそういうものが対象として入れられるかどうかというのは、我々もまだそこは、数の状況も実際ごとの状況がまだ完全に把握し切れていませんので、特に東京都さんなどは物件数も多いところもございまして、状況をいろいろ教えていただきながら、考え方をもう少し明確に示したほうがいいのか、逆に示さずにフリーハンドで特定行政庁のほうで自ら考えて決定できるようにしたほうがいいのかということ、ご相談させていただければと思います。

【〇〇委員】 わかりました。そういう状況であるということが理解できました。

あと最後に、21ページになるのですが、(3)の民間建築物におけるアスベスト対策の支援、これが新しく追加になったということですが、ここについて、最後の2行のところなのですが、重点的に対応すべき用途・規模等の建築物を中心に、引き続き民間建築物におけるアスベスト対策の促進を図っていく必要があると書いてあるわけですが、この重点的に対応すべき用途・規模等の建築物を中心に、こちらのほうにシフトするということなのか、それとも、これももちろんやっていくけれども、それ以前の、そのほかのものについても、これまでと同じように対策を促進していくという解釈でよろしいでしょうか。

【事務局】 対策自体は、今ご指摘があったように、これだけやればいいということではなくて、当然使われているものは全て対象になってき得る部分だと思いますが、ただ、今回、さらに小規模部分についてもご説明させていただきまして、小規模なものをもう少し頑張りましょうと呼びかけするに当たって、非常に数も多いことから、やはり優先順位をつけながらやっていくということを考えなければ、現実問題としてホールドアップしてしまう可能性があるだろうということもありますので、「重点的に」というのは、先ほどは「優先的に」という書き方で表現していたところもございまして、いずれにしろ優先順位もつけながら、当然それ以外のものについても、その後には、引き続き対応を進めていくものとしてご理解いただければよいかと思えます。

ワーキンググループの皆さんのご意思としても、これだけやればいいのか、あれはやらなくていいということはなかったというふうに思っております。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【部会長】 よろしいでしょうか。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 非常に膨大なデータを取りまとめていただいて、非常に勉強になったのですが、参考資料5で、ちょっとわからないから教えてほしいのですが、問題は1,000㎡以下の小規模の130万棟なのですが、横浜市の調査で、定期報告対象のものでこう見たと。私、定期調査の、アスベストのところの調査、これは見えているところだけでやっているんですか。裏側とか、見えないところはやっていないというふうに考えていいですか。ここの6.2%、アスベストが使用されているというのは、見えない奥まで見ているんです。そんなに細かくは見ないんです。

【事務局】 一応、建築基準法上は、吹付けアスベストと、アスベスト含有の吹付けロックウールを対象にしている、これが露出しているような状態になっているものは、定期報告のときにも調査票の中でその有無を書くことになっています。あとは、つけ加えるならば、吹付けアスベストがあれば、それは対策をとっているかどうかということまで含めて、報告書の中では記載することになっています。

【〇〇委員】 見えるところを出ているかどうかと、あと対策をとっているかどうかですね。あと、なしでチェックをするということですか。

それで、130万棟の中で、計算していくとこんなふうになると思うのですが、これ、聞いてもわからないかもしれないですが、アスベストの用途はやはり同じように、結露防止とか耐火被覆とかそういうふうなもので、これ、1,000㎡以上と以下って、何か違いがあるのですか。違いはないと思っていいのですか。それとも用途は、まだ全然、そんな情報はわかっていないですか。

【事務局】 1,000㎡以上か以下かというところは、10年前の調査のときに一度、まずここからやりましょうということで分けたところなので、建築基準法などの規制に基づくものではないと思っております。

吹付けアスベストの性質上、恐らくは、耐火被覆などで利用されているということを考えると、耐火要求がかかる規模の建築物からということになります。従って、1,000㎡以下であっても耐火要求がかかる場合はありますので、そういったものはあり得ると思っております。

【〇〇委員】 わかりました。多分これ、数が多いですから、それで徹底してやっていかなくてはならない。調査方法がわからないとか何とかっていつて調査をしていない場合は

ともかく、調べてアスベストがあるとわかったら、不動産取引のときにもちゃんと説明しなくてはいけないし、アスベストがあることが判定できたとしたらその対策を考えなければいけない。そこら辺を考えて、総合的にやっていく必要があると思うのです。私が今、いいサジェスションができるというわけではないのですが、問題が非常に大変だということは認識しました。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。お願いいたします。

【〇〇委員】 本当に莫大な資料というか、一回聞いただけで全部把握するというのはなかなか難しいかなと思って聞いているのですが、一つは、私たちの建設労働者の立場から考えると、やはり工事をしてからわかるということも含めてあります。

その中で、今日のアンケートの16ページにある所有者の調査、していない理由というところで、調査方法がわからないとか、費用がかかるみたいなことで、そういうことも含めまして、さっきの宅建の、横浜の調査を見ますと、補助制度があることを知らなかったなんていうのも含めて、やはりこういうことが本当に周知され切れていないのだろうなということと、だから、わからないから、例えば解体や改修をする際も元請け任せになってしまうというのが実態ではないかなと。「なかったよ」と言われれば、「はいそうですね」と言わざるを得ない状況がある。それが、実際問題は、ある大学も含めたところで、あと告発によってわかったようなことも含めてあったと思うので、やはりこういったところできちっと周知、先ほど言われたやり方として、やはり本当に、いろいろなところの業界との学習会も含めたところというのは、今後もやはり、宅建だけではなく、何かいい方法が今はちょっと浮かばないのですが、ぜひそういったところで周知をしていただけると、やはり所有者に対してというのが、なかなか多分、周知というのはすごく難しいなと思うんです。自分のうちにあるかどうか、そういった建物に含まれているかどうかとか、多分、ないという前提で住んでいらっしゃると思いますので、住んでいらっしゃるとか、利用しているかなと思いますから、そういったところでは、ここでいうと数字的にも幾つか出ていますので、最低限、こういった吹付けアスベストが使用されているだろうという数字が6万から8万と出ていますから、こういったところからきちっと、小規模の関係では把握をもう一回していくという提案はいいかなと思いますし、早急にさせていただいて、その後は働く人たちへのまた周知徹底も含めて、していただかないといけない。それは国土交通省だけではなくて、厚生労働省も含めてだと思っていますので、ぜひそういった対策も一緒に考えていただきたいと思います。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 どうも丁寧なご説明をありがとうございます。19ページ、5ポツにあります、今後の取り組み方針については、まさにこのとおりに進めていただければと思いますが、やはり、台帳整備や、積極的な広報のためには、どうしても地方公共団体の要員配置や財源が必要でありますので、その議論なしに、推進したところで、結果は従来とそんなに変わらないのではないかという気がしてしまいます。

広報の新たな示唆として、宅建やほかの業界を活用したところが事例としてありますので、それはまさに、進めていただければとは思いますが、一方、台帳の整備については人手が必要ですので、どこまでそこをサポートするのかについて検討が必要ではないでしょうか。

また、18ページの図10の、上の2-1(5)①を見ますと、取引のところについては確かに宅建業界が効果的だと思います。その隣の、通常使用時における最も多い調査を見ると、3割が、資産除去債務の評価という、これがまさに先ほどご説明のあった、一部上場企業の環境会計の部分だと思います。

環境会計では、アスベストの調査を実施しない場合でも、アスベストがあったとして資産除去債務となりますので、この適用を一部上場以外にもし拡大できれば、アスベストの事前の調査件数が増えるのではないかと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【事務局】 〇〇委員から今ご指摘があった台帳整備について、一点補足させていただきますと、確かに台帳整備が、数が非常にふえてきた場合、なかなか膨大になってくると大変だろうというところもございまして、アスベスト台帳の基礎的な情報をどこから持ってくるかという、建築確認の台帳や定期報告の台帳や、建築部局であらかじめ持っている台帳を使ってはどうかという提案をさせていただいております。

また、それだけでは把握し切れない場合があり、世の中には建築確認台帳に載っていない建築物もあつたりしますが、それでも登記簿には載っているという場合もありまして、昨年、法務省にも相談をさせていただいて、全国の法務局で、地方公共団体のほうから、この建築基準法のアスベスト台帳の関係の調査のために必要ということでお申し出があれば、登記

簿の台帳を電子的に一括でお渡しできるというような、そういう通知も出していただきました。我々も台帳整備は非常に重要な部分だと思っておりますので、そういう環境整備のほうも、今、ご協力をさせていただいてきたところです。

【部会長】 ほかにいかがでしょうか。

私はあまり発言しないほうがいいのかもかもしれませんが、今までのご議論を伺っていて、〇〇委員からのご説明の中では、集合住宅、共同住宅の吹付け材のことも言及されましたが、この、不特定多数から特定多数にさらに広げるといえるときに、「特定多数」という言葉もなかなか不思議ですけど、例えば共同住宅は特定の人に住んでいるのだけれど多数と云っていいのかどうか。特定少数の人が住んでいるような気がしますし。それから、今、〇〇委員からお話があった、上場企業のようなところが持っているものと住宅みたいなものは、相当性格が違います。工場はまた工場で、どういう方が危険にさらされるのかというのが違うと思うので、何か少し、そういうビルディングタイプでの、どこを重点的に進めるかということも検討していただいたほうがいいのかなど、私は感覚的には思いました。

ほかにいかがでしょうか。〇〇委員のほうから何か補足されることはありますでしょうか。

【〇〇委員】 いろいろとご意見をいただきありがとうございます。今のようなことをもとにしながら、どうやってリスクの認知を上げたり、それから広げていくのかという部分がもとにならないと、なかなか進まないなというところがあるかと思います。ですから、その工夫をどうしていくのかというのが一つ課題かなというのが一つです。

あとは、この間、現行の法律の中でいろいろなことを進めてきて、その中でできる部分というところについては、かなりいろいろと努力を続けてきたところがあると思いますので、その範囲で行けるところはだんだん、かなり工夫はしたのかなという気もしなくはないので、ちょっとまた別の、法律的な違う角度から見ることも、また必要な時期があるのかなという気も、10年ぐらいたってくると、そういうこともどなたかに、ご意見があればいただきたいところもあるかなと思っております。

【部会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。今、〇〇委員の言われたことに対してご意見を、ということをおっしゃったのですが、急に言われてもなかなか出てこないかと思えます。今、先ほどまで、資料3をもとにご説明をいただいて、それに対してご意見をいただきました。その資料3の最後のほうにも、今後の取り組み方針についてというところがあって、ご意見

はむしろこのところに相当集中した感がありますが、資料4として、もう1つ、今後の取り組み方針について（案）というものが用意されておりますので、これにつきまして、事務局よりご説明をいただいて、またそのことについて議論をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは資料4、今後の取り組み方針について（案）という資料について、説明をさせていただきます。この資料は、先ほど資料3のほうでワーキンググループとしての報告がございました。特に後段の部分で、今後の取り組み方針をワーキンググループのほうからご提案をいただいているところでございます。その内容を踏まえまして、これはアスベスト対策部会として、今後の取り組み方針について取りまとめを今回していただきたいということで、案を出させていただいているものでございます。

内容については、少し読ませていただきたいと思います。

小規模民間建築物を対象とした調査結果や推計等により、平成元年以前の小規模建築物約130万棟についても、約5から6%程度、吹付けアスベスト等が使用されている可能性がある建築物が存在すると考えられ、また大規模建築物についても対策が必要なものが一定程度残っている。このため、既存建築物における吹付けアスベスト等の使用状況調査や除去等の必要性は依然高いと考えられる。

今後は、小規模民間建築物を含めた対応を視野に入れ、より多くの建物所有者を対象とした対策の実施が必要となることから、各地方公共団体においては、対象となる建築物の優先順位を定め、吹付けアスベスト等が使用されている建築物について、建築物石綿含有建材調査者による調査などを通じ、実態調査や除去等に係る対策を進めることが必要である。

具体的には、業界の自主規制が行われるようになった平成元年以前の建築物で、社会的リスクの大きいものを優先的に把握していくことが必要であり、不特定多数の者が利用する建築物、例えば一定規模以上の物販店舗、飲食店、ホテル・旅館など、建築基準法に基づく定期報告の対象とされている建築物が想定される。これらの建築物において、アスベスト台帳の整備を各地方公共団体において計画的に進めるとともに、吹付けアスベスト等の使用が確認された建築物については、除去等の対策を進めることが必要である。

また、既に台帳整備が進んでいる地方公共団体においては、さらなる取り組みとして、上記に加えて特定多数の者が利用する建築物も順次台帳の対象に追加することなどが求められる。

さらに、吹付けアスベスト等に関する対策の必要性が、建築物の所有者・管理者において

必ずしも十分に認識されていない現状や、今後はアスベスト台帳の対象を拡充していく状況に鑑み、各地方公共団体においては、重点的に対応すべき用途・規模等を定め、関係する業界団体との連携を通じ、より積極的かつ効率的に周知徹底を図ることが必要である。国土交通省においては、引き続きこうした地方公共団体の取り組みを促し、かつ支援していく必要がある。

という内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【部会長】 ありがとうございます。

この部会として、こういう答申というか、結論を出したらどうかというご提案だと思えます。これについてご意見、ご審議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 ご説明どうもありがとうございます。資料4について、おおむね賛成の立場で発言をさせていただきます。

まさにこういう方向で一步一步進めていかないと、なかなか調査も撤去も前には進まないとは思いますが、先ほど申しましたとおり、実際の地方自治体等における要員配置、マンパワーや財源というところもあわせて考えていっていただきたいと思います。ご説明いただいたように、他のデータから流用したとしても、今まで以上の要員はまず必要です。実際にアスベストが環境中に飛散する場合は、劣化や改修、解体時であると思うのですが、大気汚染防止法も改正され、届け出義務者が発注者になりました。加えて、自治体が立ち入り調査もできるようになりましたが、自治体のマンパワーがなければ、立ち入り調査もままならないと思います。実効性を上げるための予算措置や、要員配置のための手当てというところをまず一点、お願いいたします。また、調査や分析など、有資格者については、今後は調査・分析に加え、日常の管理や撤去などの場面においても有資格者を活用すべきでしょうし、さらなる人材の育成も、継続していく必要があります。もちろん、暴露予防の観点から、建物のメンテナンスや解体時に対しても、そういった有資格者の意見を仰いで、それをもとに対策が実施されるというようなしっかりとした制度が日本でも必要だと思っております。

あと、最後のところに、「国土交通省においては」ということでの記載がありますが、アスベストの対策はやはり国土交通省だけではなく、厚生労働省や環境省など、他省庁にもまたがり、規制する法律も他省庁にもありますので、省庁横断的な取り組みが必要ではないでしょうか。同様に、地方自治体でも、部局間の連携も大切ですので、できればそういった「連携」の重要性にも言及いただければと思っております。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。最後のところは、「国土交通省においては他省庁とも連携し」ということでしょうか。引き続き。ただやはり、これは国土交通省の社会資本整備審議会の中ですので、そこでやるようにということを書いたほうがいいのだと思いますが、おっしゃったように、連携に関しては非常に重要だと思いますので、そのような形で事務局として考えていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 この、今後の方針案について異存は全くない、賛成なのですが、ちょっと、うまく言えるかどうかわからないのですが、定期調査報告というのはやはり重要だと思います。小規模建築物を入れるときでも、定期調査報告対象に全部はかかってこないかもしれませんが、除去してしまえば、もう、「なし」でチェックするし、最初からなかったものも「なし」だと思うんです。あとは、対策していなくて「あり」というのがあるかもしれないのですが、一方で、対策はしてあっても、除去でなく囲い込みしてあるとか、封じ込めしてある場合は「あり」になります。所有者としては、アスベスト「あり」は大変なのです。アスベストがあるといったら、先ほど〇〇先生が指摘したように、業者に知らせてあげないといけない。知らないままに不特定多数が被害になるというのはいけないのです。私が外国で見てきた例は、ちゃんとアスベストと書いてある。「WARNING」と書いてあるものもあるんです。それは何で書いてあるかという、知らない人が来てそれを割ったり、そのところを、電気の設備に来て、むやみにさわったときには、アスベストだと表示していないと、周知していないという責任があるというような考え方もあるんです。

ただ、日本でそれをやったら、もう、すぐにテナントがいなくなるかもしれないし、いろいろ来るかもしれないのですが、そのところをうまく、徐々にやりながら。民間だと難しいと思うのですが、公的なところだと、アスベストは今こういう状況になっていて、こういうふうに対策をしていますとか、多分、北風と太陽とは言いませんが、うまくバランスをとってやっていかないと、進まないような気がしているんです。それをどうやればいいのかというのは、よくわからないのですが、バランスをとった考え方でアプローチしていくのも大切かなと思いました。

【部会長】 ありがとうございます。非常に強権的にやると、かえって隠すような方向に行ってしまうという危険性のご指摘かと思います。ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 私も基本的にと申しますか、この資料4の方針案につきまして異存はございません。特に、先ほどからの議論にもちよつと重なるところもあるのですが、今回、宅建業界の方を通じてアンケートをとって、大変、このアスベスト対策に対する認識が上がったというお話をいただきましたが、やはりそういう、違ったといいますか、当事者とは一歩引いたところの人による視点というものも大切なのかなと思ひまして、こういった取り組みにつきましては、私ども東京都といたしましても、今後十分に参考にしていきたいと思ひますし、また、国土交通省の方からもいろいろご指導をいただければと思ひております。

また、一通り既存の建物についての調査も進んだという話もあるのですが、やはり依然として改修工事などをやってみないと、そこに本当にあったかどうかわからなかったということは多々あるものですから、しっかりと、改修工事あるいは解体工事の機会を捉えて対策をとっていくということにつきましては、引き続ききちんとやっていかなければいけないと思ひます。

また、アスベストの改修等の調査を行った場合、それがきちんと台帳等に反映されるように、情報を収集していくようなそういう仕組みにつきましても、きちんとあわせて整備していく必要があるのかなと思ひたところでございます。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかにかがででしょう。お願いいたします。

【〇〇委員】 今までの報告を含めたところでの対策として、今後は進めていくというのは、これで、私も異議はないと思ひのですが、先ほど〇〇委員も言われましたように、認識を上げるというところで、やはり、私どもは働く者、要するに現場に入る人たちが中心ですから、そういった人たちも含めて、もう一度、今、僕自身が心配しているのは、そういったアスベストの恐ろしさも含めた認識が、もう薄れてきているような状況を感じます。特に、10年前には、そういったところでは、私たちの組合の中でも教育などを徹底的にやって、何万人という人たちがそういった学習をしたことがあるのですが、今働いている若い人たちも含めて、やはりもう、二、三年前に入れば、もうアスベストは終わったような状況も含めて、そういった声が出ているというか、お医者さんの中でもそういうことを言う人もいらっしゃいますから、訪問してみると、もう終わったんでしょ、みたいな話をする人がいま

すので、そういったことから、やはり認識ということをいかに上げていくか。それは所有者だけに限らず、建設に携わる、建物に携わる人全てに、そこは国土交通省だけでなく、関わる省庁全体で考えていただけないかなど。

そういうことはぜひ、この部分ではないですが、新たな課題としては、ぜひ検討していただければなど。特に、レベル3も含めた建材、要するに含有建材が、今後は、これはこれで終わらないといけないと思うのですが、含有建材に関しての被害というのは、これからもまだ出てくる可能性はありますから、それはもちろん、改修で一番多くなると思うので、その飛散防止対策なども含めたり、そういったものの建物や調査を含めてやっていくということとは、ぜひ今後の検討を進めていただきたいなど。

でも、まず、今残っているものがあるというのであれば、早急にここは解決をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【部会長】 ありがとうございます。

〇〇委員、この資料4について、何かご意見はございますでしょうか。

【〇〇委員】 ワーキンググループで検討したことが、文言は若干、強い弱いはあるのですが、大体書いてあるのかなということかと思います。

そういうことなので、先ほども〇〇委員からもご意見があったと思いますが、こういう方向はこれでいいと思うのですが、これに伴う財政的な部分が確保されなければ、自治体であったりいろいろなところで、それが実行するというふうになかなかならないという現実が多分おありだと思いますので、そういう点での配慮を是非しながら、書いていることと現実がなるべく近づく形でのご努力を、事務局のほうには一層努力していただきたいと思っております。

【部会長】 ありがとうございます。

各委員から、資料4についてはおおむねこういう方向でいいのではないかというご意見をいただいたと思います。多少、今後、修文等も必要かと思いますが、お任せいただくところはお任せいただいて、こういう方向で取り組み方針について、大体これで案をとるという形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 非常に細かいことなのですが、私、3番目の丸の、「具体的には業界の自主規制が行われるようになった」というのがあって、今まで、この分野において、「業界の自主規制」という言い方をずっとされてきたのだと思うのですが、この「業界」というのは、

建材業界なのか建設業界なのか、何なのでしょうかと、極めて素人的な質問ですけれど。

【事務局】 建材メーカーという意味での業界です。

【部会長】 建材メーカーの自主規制ですよ。そうすると、そういうふうにお書きいただいたほうが。全く初めてこういうものを読まれる人から見ると、建設業界がやってきたのか、それとももっと所有者団体がそういうことをやってきたのかというふうにも、とれないことはないので、少し丁寧に書いていただいたほうがいいかなと思いました。

ありがとうございます。それでは、おおむねこの取り組み方針について、今後、国土交通省にこういうふうにしていくべきだというふうに表明するという形で進めさせていただきたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今後の進め方について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、今後の取り組み方針につきましては、ご意見を踏まえて、部会長とご相談しながら、若干修正をさせていただきたいと思いますので、部会長にご一任ということでもよろしく願いをいたします。

それから、ワーキンググループにおきましては、本日のご議論を踏まえつつ、引き続き取り組み内容の検証及び必要な改善策等について検討を行っていきたいと思います。

次回の部会につきましては、ワーキンググループの検討状況等を踏まえて、改めてご調整をさせていただければと存じます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございました。

今日は長時間にわたるご審議、ご議論、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第8回アスベスト対策部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —